主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は憲法三二条違反をいうけれども、その実質は事実誤認の主張を出ないものであって、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人平岩新吾の上告趣意第一点は量刑不当の主張、同第二点は単なる訴訟法違 反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。のみならず、被 害者の親権者が二人あるときは、その各自が刑訴二三一条一項所定の被害者の法定 代理人として、告訴をすることができるものと解すべきである。(刑訴二八条)

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三四年二月六日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
	健	野	<u> </u>	裁判官